

## 臓器移植の環境整備に関する意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。その一方で、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念があり、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は平成20年5月に、「各国は自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが、我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下・心肺停止後の臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は112人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数は、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人となっており（公益社団法人日本臓器移植ネットワークの調査報告による。）、臓器提供数が必要数を大きく下回っている。その理由としては、ドナー（臓器提供の候補を含む臓器提供者）や臓器移植施設数が少ないことが指摘されている。

そこで、我孫子市議会は、国会及び政府に対し、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重した上で、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

1. 国民が命の大切さを考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
2. 臓器移植施設における院内体制の整備を推進するため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
3. 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアに至るまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの

確保を支援すること。

4. 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医の負担軽減対策を講ずること。
5. 臓器移植ネットワークが構築されていない外国において、国民が臓器移植を受けることのないよう次の対策を講ずること。
  - (1) 違法な手段による臓器移植に係るブローカーの厳罰化
  - (2) 患者が臓器移植手術を目的として渡航する際、そのリスクや危険性に係る医師の告知義務化
  - (3) 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際の厚生労働省への告知義務化
6. 国外で臓器移植を受ける患者は、当該臓器の提供源を法的に証明した場合に限り、国内における医療ケアを受けることができるよう講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣 宛

千葉県我孫子市議会